

表1 最終処分場種類別施設数の推移

年度	遮断型 処分場	安定型 処分場	管理型 処分場	合計
2002年	41	1,661	1,025	2,727
2003年	33	1,650	972	2,655
2004年	35	1,554	958	2,547
2005年	33	1,484	961	2,478
2006年	33	1,413	889	2,335

(いずれも4月1日現在) 環境省/行政組織等調査より抽出

環境省のまとめたデータによると、06年の遮断型処分場は33施設(対02年比マイナス8施設)、安定型1413施設(対02年比マイナス248施設)、管理型248施設(対02年比889施設(対02年比マイナス136施設))

最終処分場の誕生と歴史は、廃棄物処理法が施行された1971年まで遡る。ここで初めて法的な位置付けが明確となり、80年代には年間60〜80施設のペースで建設され、そのピークを迎える。以降、90年代に入るとマスコミ報道などの影響で地域住民の不信感が根強くなったこともあり、急速に建設数が減少。02年から06年の5年間の新施設数は、安定型で16〜24施設、管理型は8〜18施設の幅に止まっている。

新施設ラッシュだった80年代

かつて、最終処分場は「産廃で儲かる」象徴のようにいわれ、いかに多くの「穴」を確保し、早く埋めるかが利益を上げる近道とされた。しかし、構造基準の強化や厳しさを増す住民感情の影響もあり、建設にあたり費やす労力と時間が大幅に増加。新設は

最終処分施設動向

極めて困難になりつつある。一方では、3R全盛とされる時代にあっても、「それを適正に担保するのは最終処分場」との認識は排出事業所および産廃業界に共通している。最終処分施設数の推移と役割を確認するとともに、市場動向を追ってみた。

変遷する役割と位置付け

計画管理が必須の時代に
関東圏の排出物が広域分散

表2 最終処分場種類別施設数の新設数の推移

年度	新設施設			変更許可数			廃止施設数		
	遮断型 処分場	安定型 処分場	管理型 処分場	遮断型 処分場	安定型 処分場	管理型 処分場	遮断型 処分場	安定型 処分場	管理型 処分場
2002年	0	17	11	0	9	7	0	32	14
2003年	0	24	17	0	12	5	1	32	20
2004年	0	16	8	0	14	11	5	32	15
2005年	0	20	19	0	8	14	0	23	9
2006年	0	21	11	0	7	10	0	25	15

(いずれも4月1日現在) 環境省/行政組織等調査より抽出

西日本では中部、近畿、中国、四国および九州の各域内で完結する流れにある。中部と近畿、中国には公共関与の管理型処分場が存在し、民間の処分料金の物差しになっている。

西日本では中部、近畿、中国、四国および九州の各域内で完結する流れにある。中部と近畿、中国には公共関与の管理型処分場が存在し、民間の処分料金の物差しになっている。

と減少傾向が顕著になっている。同5年間の変更許可数は安定型が714施設、管理型が514施設、廃止については、安定型が23132施設、管理型は915施設となっている。

ここ1〜2年間、各地で100万立方メートルの新規処分場が建設へ広域的に分散して移動している。搬入先は関東圏内から東北、甲信越、遠く九州まで広がっている。北海道は、運搬費の関係もあり道内で完結する形となっている。

九州には広域移動による搬入も、最終処分施設への地域的な産廃廃棄物の移動状況を見ると、関東圏の排出物は比較的許可が下りやすい他県の施設へ広域的に分散して移動している。

四国は、全県が県外物規制を行っており、最終処分は各県の施設で賄われている。九州の最終処分施設では、域内物の受け入れのみならず、関東圏など他地域からの広域移動による搬入も散見される。